# 広報かわごえ

No.190

'66 7

月1回10日発行1部2円　昭和32年6月10日 第三種郵便物認可　新文印刷社 印刷

発行所　埼玉県川越市役所

41.6.10


**人口のうごき**

6月1日現在

| | |
|---|---|
| 人口 | 132,144 |
| 男 | 66,219 |
| 女 | 65,925 |
| 世帯数 | 30,633 |
| 出生（5月中） | 134 |
| 死亡（5月中） | 61 |
| 前月比 | 398人増 |

**今月の納税**

固定資産税　都市計画税　第2期
国保税　第2期
8月1日までにお納めください

# 市の機構かわる

## ○…7月から2助役・6部制に…○

## 市教委事務局など南側分室へ

市では、最近の急速な発展情勢に対応するため、市の機構を改正しました。

まず助役を一名増員し、従来の二室四部制を六部制に、また市民サービスの強化をはかるため総務部に新しく市民相談室を設けました。

新しい市の機構（市長部局）は次のとおりです。

▽総務部＝秘書課、人事課、企画課、庶務課、市民課、市民相談室、臨時市史編さん室。

▽財政部＝財務課、税務課、徴収課

▽民生部＝保険年金課、衛生課、清掃課、社会福祉事務所

▽経済部＝商工課、農務課、開発課。

▽建設部＝整理課、土木課、都市計画課、建築課、下水道課。

▽経理部＝用度課、会計課

◎市民会館事務局◎国民体育大会事務局◎青少年事務局。

また、市役所隣りの旧警察庁舎を、市役所南側分室として使用することになり、今回の機構改革とあわせて、保険年金課をはじめ、教育委員会事務局、国体事務局などがここに移りました。一階、二階の配置は次のとおりです。

▽一階＝保険年金課

▽二階＝教育委員会事務局

▽裏の建物一階＝国体事務局

▽裏の建物二階＝臨時市史編さん室

このため本庁舎の一階窓口の課が、市民課、選挙管理委員会、市民相談室の三つになりました。

なお新しく設けた「市民相談室」は、みなさんのものです。お気がるにご相談ください。

【人事】市長部局（カッコ内は旧）▽助役、収税・出納部長（総務部長）都築　磨▽総務部長（市長室長）渋谷庄次▽民生部長（厚生部長）宇津木宗吉▽経理部長（旧納室長）山崎浅七▽参事兼企画課長（財政課長）飯島豊治▽市民相談室長（国民年金課長）野原重次郎▽臨時市史編さん室長（嘱託）八木奈司▽財務課長（財政係長）高橋弘▽保険年金課長（国民健康保険課長）朝倉紀一▽衛生課長（監理課庶務係長）加藤加平次▽国民体育大会事務局専門員（衛生課長）仲利象

▼水道部＝▽監理課長（監理課経理係長）大河内五郎。

## 国民年金に加入を

現在、川越市では約二万二千人の方々が国民年金に加入しており九十九パーセントという好加入率を示しておりますが、五月号広報「かわごえ」で「国民年金に加入をしていないと、これからは老令年金はもとより、母子年金や障害年金なども受けられなくなります」ということをのせましたところ多数の方から問い合わせや説明依頼があり、その結果百人を越す加入者がありました。大部分の方が法できめられた強制加入者で、この外任意で加入出来る公的年金加入者の奥さん方が、まだまだ居ると思われますので、未加入の方は至急加入の手続きをされるよう再度お知らせいたします。また国民年金についてくわしくおたずねの方は、年金課又は各出張所へおいでください。パンフレットなども用意してあります。

▽国民年金のかけ金を忘れずに

せっかく国民年金に加入してもかけ金をおこたったり、忘れたりしていると、前記のように年金を受けられませんので、必らず納期には納めるようお願いします。

川越市の場合、三カ月ごとに納付書を加入者に配布して、近くの銀行や、各指定の出張受付所などを利用していただいておりますが、最近は各町内会や、婦人団体などのご協力によりまして、一括納付していただいており、加入者の方々から非常によろこばれています

▽保険料の免除

国民年金法できめられた強制加入者で、都合でかけ金を納められない方のために、保険料免除の方法もあります。この場合普通かけ金の半額は国で負担しますので、将来年金の受給に差支えることはありませんから、かけ金でお困りの方は、年金課又は各出張所へご相談においでください。

台風四号は、近年にない量の雨をふらせました。川越消防署のしらべでは、二四七・七ミリと記録的な数字であり、このため、高階旭団地、霞ケ関角栄団地、市内赤間川沿岸ほか十数個所の低地帯で河川があふれ、床上、床下浸水五百九十余戸の被害がありました。

市では、当日諸情報を検討して午後四時本部長（加藤市長）の命で「川越市災害対策本部」を設置、応急諸対策の万全を期しました。

▽堤防などの補強

小堤地内小畔川左岸、豊田本地内赤間川左岸、砂町地内不老川堤防、山田地内ノ島川右岸二本松付近などの補強工事

▽避難所の開設

床上浸水地区について、次の場所へ避難所を開設、の災者を収容

高階小学校、高階日枝神社へ四百三十人を分散収容、角栄幼稚園へ二百五十人、月越小学校八人、仙波小学校へ二十四人、高階氷川神社へ四十人を各それぞれ収容して食糧、寝具が持ち出しできなかった旭団地、角栄団地などの災者に対し、食糧、寝具（毛布）などの給貸与を行なうなど、現地の実情にそくして実施した。

以上が概況です。ご協力いただいた皆さんに感謝いたします。

【写真は旭団地、午後六時撮影】

【お知らせ】

今度の水害で、家屋の床上浸水など著しい被害のため、特に納税に困難な方は、市税については市税務課へ、県税は県税事務所、国税は税務署に、早めにご相談ください。

調査員から配布されますので調査事項をご記入のうえ、期日までに調査員にご提出ください。

## 歩積・両建の苦情受付

関東財務局浦和財務部では、従来から歩積・両建預金に関する苦情を受け付けてまいりましたが、このほど、より広く一般の苦情を受け付けるため、つぎの方法をとることにしましたので、ご遠慮なくお申し出ください。

▼受付方法

市役所商工課に「歩積・両建苦情申出票」を備えつけていますから、所要事項を記入して、浦和市常盤四丁目十一番地十五号、関東財務局浦和財務部理財課あて、送付してください。

ほかに、毎週木曜日、午後一時から四時まで、浦和商工ビル内浦和商工会議所でも受け付けます。

なお、お申し出になるときは、できるだけお名前と取引金融機関名を明らかにしてください。（お申し出になったことを理由として金融機関が申出人に対し、不利な取り扱いをすることのないよう監督します。）やむを得ない場合はとく名でもかまいません。

# 交通安全の家

## 今日も無事故で

### 全戸で〝交通安全宣言〟

家庭の幸福は、家族のだれもがまず健康であることから築かれます。

ところが、交通戦争の今日ではいつ思わぬ交通事故によって、家庭の幸福がおびやかされるかわかりません。家族のうちのだれかが事故を起こしたり、被害を受けたら、どんなことになるでしょう。

この恐ろしい交通事故から、あなたの家庭を守るためには、家族みんながいつも交通の安全に心がけることです。そこで県では、県下全域にわたって、「交通安全の家」を設けることになりました。市でも、川越警察署と市交通安全推進協議会が中心になり、町内会長・区長さんなど関係機関団体の協力により市内全戸に〝交通安全の家〟を宣言していただいて、写真のようなシールを交付することにしました。

「交通安全の家」は、家族どうしが、このシールを見るたびに「交通事故は起こさない」という思想を常にはらわない」という思想を常に確認し、家族全部が正しい交通ルールを身につけて、交通事故から家庭の幸福を守ろうとするものです。

このシールは、町内会長・区長さんを通じて、おくばりいたしますので、玄関や出入り口などの目だつところにはってください。

【写真は金家庭に配付されるシール原寸】

## 商業統計調査にご協力を

通商産業省では、八月一日に昭和四十一年商業統計調査を行ないます。この調査は、我が国の商店、商社に関するすべての事業所（小売商店卸売商店製造小売商店飲食店等個人法人を含む全事業所）をいっせいに調査して、その事業所の、構造、活動の実態及び商店の分布状況を明らかにすることを目的としています。なお調査票は、

## たばこは市内で

皆さん、たばこは是非川越市内で買ってください。

その理由は？　…昔から「ちょっと一服」といわれているように疲れたときや、食後の一服は申すに及ばず、客の応待や考え事をするときなど、あの紫の煙の中から名案が生まれ、まことに妙なものです。このように〝たばこ〟はわたしたちの生活に直結しているわけですが、実はこの〝たばこ〟を買う時に「たばこ消費税」を納めていることをご存じでしょうか。もちろん、皆さんが直接市役所へ納めるものでないため、「税」の感じがしないと思いますが、川越市内の小売店が販売した分については、この「たばこ消費税」は全部専売公社から市に納入されるのです。

この税は、品種をとわず、二十本入一個で、大体八円七十九銭六厘になります。市内で販売される本数が多ければ多いほど消費税の収入が多くなり、市民福祉の事業がそれだけ多くできることになります。

〝たばこは市内で買いましょう〟の意味は、このようなわけなのです。

市では昭和四十一年度の消費税を一億円の目標をたてました。

たばこは是非市内で買っていただけるよう、みなさんのご協力をお願いいたします。

## 回覧板

ここには、これから行なわれるいろいろの日割がのせてありますので、保存してご利用ください。

### 危険物収集日

▽七月二十日（水）
鄙町一・二丁目、宮下町一・二丁目、志多町、喜多町、元町一・二丁目

▽七月二十七日（水）
大手町、幸町、仲町、松江町二丁目、末広町一～三丁目、月吉町

▽八月三日（水）
三光町、田町、六軒町一・二丁目、中原町一・二丁目

▽八月十七日（水）
連雀町、松江町一丁目、新富町一・二丁目、通町

▽八月二十四日（水）
三久保町、久保町、西小仙波町一・二丁目、小仙波町一～五丁目

### 胃集団検診受付中

四十才をすぎると毎年一回は定期健康診断が必要です。

市では、胃の集団検診を計画しています。希望者は次によりお申し込みください。

▽しめ切り＝七月二十日まで。

▽申し込み＝市役所衛生課へ。

▽費用＝五百六十円。胃カメラを行なう場合は、ほかに千百円。

▽検診実施期＝八月中を予定。

### 野犬狩り実施

川越保健所では、今後、朝夕の野犬狩りおよび放し飼い犬の取り締まりを実施いたします。

なお、犬に鑑札や注射済票をつけなかったり、放し飼いしたりしますと、次のような罰則がありますので、ご注意ください

▽　犬の登録申請および狂犬病予防注射を受けず、または犬に鑑札および注射済票を着けなかった者は、三万円以下の罰金（狂犬病予防法）。

▽　犬のけい留命令に従がわなかった者は、一万円以下の罰金（埼玉県飼犬管理条例）。

▽　係員の調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、または質問に応ぜず、若しくは虚偽の回答をした者は、拘留または科料に処する（埼玉県飼犬管理条例）。

### 選挙名簿縦覧

去る六月二十日現在で全国一せい調査によって作製する永久選挙人名簿は、次による選挙人のみなさんにお見せします。この永久選挙人名簿は、本年九月三十日からの選挙に使う大切な名簿です。間違いなく名簿に登録されているかどうか確めてください。

▽期間　八月二十六日から九月九日まで（毎日午前八時三十分から午後五時まで）

▽場所、市役所及び出張所

こんどの調査によって永久選挙人名簿に登録される者は、昭和二十一年十月一日までに生れた日本国民で本年三月二十日以前から本市に住所を有する人です。

したがって、本年三月二十一日以後の転入者は、選挙人名簿登録申出の手続きをしないと登録されません。また本年十月一日以後、満二十才に達する方は二十才に達したときただちに登録申出をしてください。申出の手続きは市選挙管理委員会または各出張所で行ないます。

## 市役所の代表電話が三局に

八月一日から、市役所の代表電話が三局になります。三一一四五〇でおかけください。なお、農務課・下水道課・水道部農業委員会は従前どおり変わりません。

# 市議会第四回定例会から

## 一般会計予算十七億三千五百余万円に

市議会第四回定例会は、六月十八日午後一時、市役所に召集されました。

召集にあたっての件名は、昭和四十一年度一般会計補正予算外二十三件でした。

第一日は、会期を七日間と決定、諸報告の後、三月定例市議会で継続審査となっておりました、トルコ風呂建設反対決議が委員長の報告通り決議されましたが、つづいて、鈴木弘一議員外二十二名より提出の特殊浴場反対意見書が可決されました。その後、各議案を単独議題とし、第三日に関係委員会へ全議案を付託しました。

第五日は、通告順に六議員の一般質問、第六日、常任委員会開催、第七日、委員長報告、採決を実施しました。ついで部課設置条例の改正議案、助役、監査委員の同意などを即決いたしました。

つぎにその詳細を報告します。

## 市道路線の認定と廃止

○川越市部課設置条例の一部を改正する条例を定めることについて、（室および市長室を廃止し財政部を新設する。そして、厚生部を民生部に、出納室を経理部にあらためる。）本会議において、即決により原案通り可決。

○川越市職員団体の登録に関する条例を定めることについて（ILOが国会で承認され、関係国内法が改正され、地方公務員法の一部を改正する法律が昨年五月に公布となったが、その後、いわゆる同法のたな上部分がきまったので本市職員団体条例を改正して、新しい条例を制定するものです）

○川越市職員団体の為の職員の行為の制限の特例に関する条例について、（昨年五月地方公務員法の一部が改正され、職員団体の為の職員の行為の制限に関する規定により、これが政令が公布となったのに伴い条例を改正するものです。）以上二件は総務産業常任委員長報告通り原案可決。

○市道路線の認定、廃止、変更について（川越、狭山工業住宅団地内にかかわる区画整理が完了し本年一月三十一日換地処分、同日県報告示となり、公共施設の引渡しを受けたので、措置するものです）

○市道路線の廃止、変更について（福原、今福地内に殖産住宅相互株式会社が、約三万三千平方メートルを宅地造成したので、敷地内道路を廃止し、それにかわる道路を新設変更するもの）

○市道路線の認定、廃止について（福原下、赤坂地内大野原、サンケン電機株式会社が工場を拡張したため、敷地内を廃止し、他を認定するものです）

○川越市道路線の変更について（南古谷渋井地内、元浅野カーリット跡へ今回保証牛乳株式会社が工場設置にあたり、同内道路を廃止するものです）

○川越市道路線の認定、廃止について（山田地区、石田地内バイパス線東側に、埼玉ふそう自動車株式会社が、工場用地を購入したことによる認定、廃止です）

○市道路線の認定、廃止について（名細地内、下広谷、ノリタ光学株式会社グランド用地購入にかかわる認定、廃止です）

以上十二件は、建設常任委員長職務代行者の報告通り原案可決

【写真下は認定された川越狭山工業住宅団地内道路】

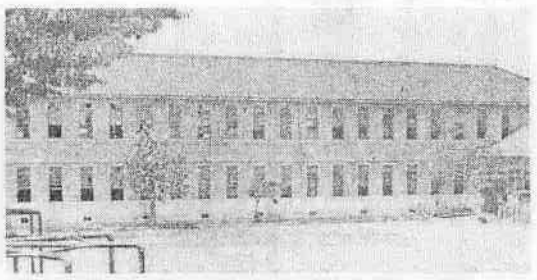

## 泉小の改築と霞ケ関小学校分校の建設きまる

かねてより、危険校舎として、これが改築につき種々協議いたしておりました泉小学校の改築につき、工事請負入札の結果、つぎに述べます工事概要で、改築がなされることになりました。

一、契約金額　三千百二十三万円
一、契約の相手方
川越市広栄町四番地一六
川木建設株式会社
一、工期
昭和四一年六月二八日より
昭和四二年一月二七日まで
一、建物概要
鉄筋コンクリート造り三階建、一棟、延べ一、三三二・五平方メートル
普通教室　九室
特別教室　三室
昇降所、附帯工事

霞ケ関小学校分校新築工事請負契約については、角栄団地を中心に、急速な人口増加に対して、学校問題の解決がいそがれておりましたが、このたび、つぎに述べますような請負契約がきまりました

現在、小学校生徒は霞ケ関小学校に通学しておりますが、これにより明年三月から、開校のはこびとなります

一、契約の相手方
東京都板橋区常盤台四丁目十二番地、角栄建設株式会社
一、工期
昭和四一年六月二八日より
昭和四二年一月二七日まで
一、場所
川越市大字吉田字姥塚八八〇
一、建物の概要
鉄筋コンクリート造り、三階建一棟、延べ一、三四三・四平方メートル、普通教室六室、特別教室二室、保健室一室、その他宿直使丁室、昇降所、便所、附帯設備工事

【写真左は発展する霞ケ関第二団張所管内、右下は改築される泉小学校】

## 市営住宅34戸の建設

### ＝補正予算六千六百余万円を議決

今回の補正予算で主なるものはみだしにもありますとおり、市営住宅建設の三十四戸分および、泉小学校改築工事費追加分百三十八万円、霞ケ関小学校分校建設工事費追加分五百二十万円などです。

市営住宅建設の三十四戸は、二十二戸が二階建として、一月頃完成の予定です。そして、残り十二戸分は、四階建により、三月頃完成の予定であります。

なお、泉小学校および霞ケ関小学校分校の建設は、別頁の請負契約でお知らせしたとおり、四十年一月二十七日と完成予定日がありますので、来春の新年度入学には新しい校舎がおめみえすることでしょう。

その他としましては、庁舎等整備工事費百万円、少年刑務所移転対策に伴う、調査設計等委託料に三百万円、国民体育大会対策費六百万円、し尿処理施設処理土地借上料百万円、病害虫防除費補助金百五十万円、中学校等補修用備品及び一般教材費百六十万円、商業高校体育館用備品購入費五十万円

【写真下は認定された川越狭山工業住宅団地内道路】

## 採択された請願

市内上松原地内市道第二十三号路線道路改修ならびに幅員拡張方請願について

この請願は、大字上松原一九四番地宮岡惠佐雄氏外二十八名より提出されました。

市道第二十三号線は、下松原地区より上松原へ通ずる道路で、幅員は二・七三㍍、今後ますます増加の一途をたどる交通量を考えた時に、このまま放置できない状況である等、隣接下松原地区と同様にありますので、さきに、下松原地区より請願いたしました拡張予定幅員と同じく、幅員八㍍に拡張していただくと共に、一部改修をお願いいたしたく、請願に及んだとのことです。

市議会では、建設常任委員会へ付託し、審査を願いましたが、採択したとの報告通り決定しました

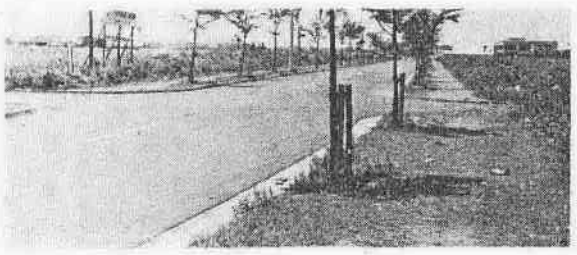

## 助役・監査委員を同意

川越市助役に部築肇氏を同意、

市勢の進展に即応し、直さい、円かつに市行政を推進するため、助役の定数条例が提案されました

内容は、地方自治法の規定により、助役の定数を二人と定めることです。市議会では、総務産業常任委員会へ付託、審査いたしましたが、多数により原案通り可決したとの報告があって決定しましたが、それにもとずき、議会最終日に、同意案が提出され、決定したものであります。

記

川越市大字的場二、三四八番地七
部築肇
明治四一年三月十六日生

高橋監査委員を再び同意

来る七月に任期が満了になります高橋監査委員につき、再びお願いしたいとして、議会最終日に同意案が提出されました。議会では即決により同意と決定したものであります。

記

川越市仲町二番地一
高橋俊太郎
明治四十三年九月十日生

## 国保税の一部がかわる

今回の改正は、地方税法の一部改正および昨年おこなった国民健康保険税の税率改正等にともなってのものです。

改正内容としては、被保険者の資格の得失があった場合の保険税の調整規定及び低所得者に対する税の軽減範囲の拡大が主なものです。

地方税法の一部を改正する法律は、本年三月三十一日に公布され一部を除いて、四月一日から施行されたことにともない、条例中の地方税法の条項、字句等を改める必要が生じたのと、これにあわせて、所得税法等の一部改正に伴う条文、字句の整理も行なわれました。

つぎに改正のおもなるものとして、①被保険者の社会保険加入等にともなう保険税額の調整規定は被用者保険においてとられている保険料が月額の算定方式であるのに対して、国保税の算定方式が年額方式であるためにおこる保険税の二重負担を調整するための措置であるのと、②低所得者に対する軽減率の引上げは、地方税法施行令第五十六条の十四の規定により前年度の国保税に対し、軽減率が適用されるためのものです。

これにより、基礎控除額が二万五千円が三万円に、一人当り五千円の減額引上げと、基礎控除九万円が十万円に引上げられました

## 特殊浴場建設反対意見書可決

既報の通り去る三月開会の定例市議会に、トルコ風呂建設反対決議案が提出され社会常任委員会に市議会が閉会中も審査するという継続審査の議決がなされ閉会中社会常任委員会で審査されておりましたが、この定例市議会の第一日に、社会常任委員長により委員会の審査の報告が行なわれ、全員一致で、この決議案が採択決議されました。

更に強力にとの運動をおしすすめるため、提出者、鈴木弘一議員、賛成者自民党議員クラブ所属議員全員によって、提出されましたが、万場一致をもってつぎにのべます意見書が可決となりました。

以上の議決にともないまして即日議長名をもって、埼玉県知事宛この議決を報告いたしました。

【特殊浴場建設反対意見書】

現在、川越市中原町二丁目八番地の十二に建設中の特殊浴場（トルコ風呂）については、川越市議会は六月定例会において万場一致をもって、建設反対決議案を可決した。

すべての責任は県当局にありこれが法規の運営に対して、本市議会は重大な関心を持つものである。

よって、これらの処置につき万全を期せられたく、茲に地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和四十一年六月十八日
川越市議会

埼玉県市議会議長会副会長に就任

去る六月二日埼玉県市議会議長会臨時総会が伊東市に於いて開らかれました席上、本市山本議長は、副会長に就任いたしました。

それに伴い、関東市議会議長会の理事に、また、全国市議会議長会の評議員に就任いたしました。

六月一日、松山狂次郎議員は春の叙勲にさいして、勲五等双光旭日章を授章されましたことについては前号でお知らせいたしましたが、これが祝賀会が、発起人正副議長、各派代表者によって、準備が進められ、市民会館において、市三役及び議員が出席して開らかれました。

六月六日、文教常任委員一行は、四日間に亘って、先進都市、盛岡市、新庄市の文教行政、特に学校の整備状況およびプールの整備などを視察いたしました。

六月八日、社会常任委員一行は、四日間にわたって、先進都市、米子市、鳥取市の厚生施設の視察をいたしました。

六月十日、市議会運営委員会が開らかれました。議題は、六月定例市議会の開催日をいつにするかについて、種々協議をいたしました結果、六月十八日午後一時より、市議会を開くことに決定しました。

六月十三日、社会常任委員会が開らかれました。議題は、三月定例市議会で継続常議となっておりました決議一号、トルコ風呂建設反対決議の審査でしたが、別に記しておりますとおり、社会委員会としては、原案通り決議されました。

## 特別職・教育長の給与条例かわる

特別職職員のうち、常勤特別職職員の給与の適正化をはかるために、助役・収入役の給与を改正したものです。また教育長の給与を行政職給料者の一等給七号から十四号までにはばがひろがりましたなお号俸については、教育委員会が決定することになっているものです。

## 一般質問

市議会第四日（六月二十一日）において、つぎの議員により一般質問がおこなわれました。

金子良雄議員
1、旧第二消防分団車庫払い下げについて
2、市民体育館請負入札に関することについて
3、伊佐沼総合グランド用地廃止について
4、学校体育館及びプール建設について

木村豊太郎議員
1、公害について

後閑芳雄議員
1、上下水道指定工事店認可について

中村源次議員
1、交通災害対策について
2、選挙人名簿について

間仁田春二議員
1、厚生広場について
2、学校体育館について

# 明るいまちと家庭を

## 青少年育成に4つの柱

未来をになう青少年を、りっぱな人にそだてる基礎は、何といっても健全で愛情にみちた家庭と、よい社会環境にあります。そこで各関係機関、団体や市民のみなさんにご協力いただいて、着々そのあゆみがすすめられていますが、ことしも川越市青少年を守る会本部が中心となって「青少年をのばす市民運動」を展開しています。

この運動目標は、▽明るい環境づくり運動▽明るくのびゆく家庭づくり運動▽みんなで声をかける運動▽若い心とからだをきたえる運動の四つで、これを柱にあらゆる運動がすすめられているわけです。

### 明るい環境づくり

青少年をはじめ市民が、自ら勇気をもって、明るい住みよい社会づくりをしていただくことです。

それには、社会奉仕活動もあり公徳心の高揚もあります。たとえば〃公衆の場、のりものなどの中をよごさない〃とか〃他人に迷惑をかけない〃とか〃子どもや年寄りをいたわるなど小さな親切、小さな奉仕を自発的に行なう〃とか〃不正、不良行為に対してはすすんでこれを排除する〃また〃青少年どうし、よい仲間をつくる〃などがこれです。

### 明るくのびゆく家庭づくり

よい子は、よい家庭からそだちます。よい家庭は、明るい・楽しい家庭のことです。家族みんなでもう一度家庭生活をふりかえってみましょう。

この運動では、たとえば〃家庭が明るい団らんの場となるようつとめる〃とか〃両親、兄弟、祖父母などの、家庭で果す役割を考えみんなで話しあってみる〃とか〃家庭の日、家族の誕生日などには家族全員の楽しい日にする〃また〃子どもにふさわしい役割をはっきりさせて、仕事をする習慣を身につけさせる〃などです。

### みんなで声をかけよう

人は家庭生活とともに、社会生活をとおして完成するものです。青少年ののぞましい行為を社会のみんながみとめて、ほめたたえ、のぞましくない行為に対しては、すみやかに注意することは、社会が青少年を最も愛することのあらわれです。

またわたしたち、おとなどうしが、お互いに声をかけあうことはそれだけで、ほのぼのとした親しみがうまれ、明るい社会づくりになります。

青少年には、あたたかいふんい気とやさしい愛情で「ひと声」かけ、生きがいを感じさせるとともに、少年非行化を早く発見するとともに事故の防止をはかろうとするものです。

### 若い心とからだをきたえよう

青少年自身の活動によって、豊かな夢とたくましい創造力をのばすとともに、前進への情熱を社会にしめす活動を活発に行なうことが目的です。

また青少年が、スポーツや団体活動によって、たくましいからだと精神的な成長をうながすことをはたらきかけようとするものです。たとえば〃スポーツできたえ、たくましい健康なからだをつくること〃とか〃家族中でスポーツをする〃また〃団体活動によって社会性や協調性、奉仕の精神をはぐくませる〃などです。青少年問題に市民の力をあつめましょう。

## 時計の無料調整

6月10日の時の記念日に、川越時計商組合の協力で、時計の無料調整を行ないました。川越駅、本川越駅、市役所前の三カ所でタイム・グラファーが活躍また、連合婦人会も参加して、千個の風船を配り、時間を守る運動を呼びかけました。

## スポットライト

### 月越小で原始まつり

生きた社会科として恒例の月越小学校原始まつりが、6月8日、上戸の入間川で行なわれました。850人の児童が子供会単位で参加し、わらや水の皮で身をまとい、ケモノ狩りのまねや、肉を焼いてむすびを食べるなど、楽しい古代人の生活を再現しました。

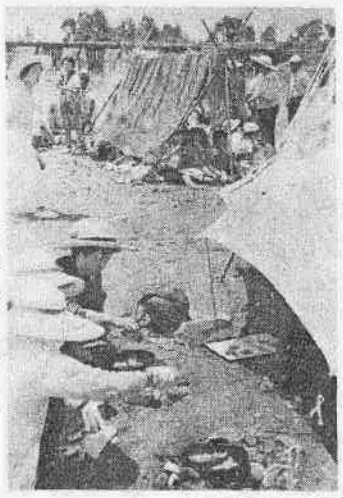

## 歩け歩け運動

市民の健康を推し進めようと、6月19日歩け歩け運動中央大会を行ないました。川越小学校を9時に出発、本川越駅までの往復約2キロを1時間で歩きました。参加者は婦人会、体育指導委員、三久保元町、志多町町会などの一般参加もあり約500人でした。

## 買い物の苦情窓口

### 消費生活モニター制

お買いになった製品の修理を頼んでも、部分品が店にないなどの理由で修理してもらえなかったりメーカーが、こんなところを工夫してくれたら、こんな問題と取り組んでいる苦情の窓口が、全国に三百か所設けられました。

通産省から委嘱された消費生活モニターがそれです。県に五人、その一人が川越の島崎とし子さん（末広町二丁目九番地十）です。品質の苦情、表示、規格、広告、量目などの意見要望などでも結構です。遠慮なく申し出ください。

## 下水処理 区域が広がる

下水の処理区域が次のとおり広がりました。したがってこの区域は水洗便所に改良できます。

≪仙波町1丁目≫（次の番地の全部）2番地5～8、4番地11～15・20・21、6番地6・7・12～19、7番地12、8番地14・15、9番地7・8、11番地12～20・23～25、12番地1～10・16～37、13番地2・3、14番地全域、15番地5～11、16番地全域。（次の番地の一部）2番地2～4、4番地10・16～19、5番地10・11、6番地5・8～11・20、7番地11・13、8番地12・13・16、9番地9・10、11番地1・2・11、12番地12・15、13番地1。

≪仙波町2丁目≫（次の番地の全部）2番地1～9・16～18、6番地1・2・4・6・12～18、14番地1・9・10、16番地1～3・7・8。

≪仙波町3丁目≫（次の番地の全部）1番地3・4、2番地全域、3番地4・5、5番地7・8、6番地9～11、7番地7、23番地7・12、24番地15・17～21、25番地全域、26番地2・7、29番地8、31番地25、32番地4～18、33番地全域、34番地全域、35番地全域、37番地11・14～62・64～67・69・70。（次の番地の一部）3番地2・3・6、4番地2・3、5番地6・9～11、7番地6、23番地5・6、24番地1～3・12～14、26番地1・3～5、27番地1～3、28番地1・2、29番地5～7、31番地22～24・26、32番地1・3、36番地1・3・4・6・7・9・10・12～15、37番地1・3・4・7・63・67・68。

≪仙波町4丁目≫（次の番地の全部）7番地7～11・19～22、9番地4、28番地1～4・7、29番地3・5～11。（次の番地の一部）7番地6・12、9番地2・3・5・6・12、28番地5，29番地1・2・12。

≪小仙波町1丁目≫（次の番地の全部）9番地1・2、12番地全域14番地全域、15番地全域、21番地5。（次の番地の一部）10番地2、13番地1・2・5、16番地3・4、20番地6、21番地1・2・4。

≪小仙波町3丁目≫（次の番地の全部）3番地全域、5番地全域，7番地1、8番地3、9番地3～7、11番地1～4、14番地5・6、15番地2・6・7・13～17・19・20・22～31・37～45・47～51・53・55、16番地5・7～14、17番地7～10、21番地1・2・6、22番地1・2・4・6～13。（次の番地の一部）2番地2～4、4番地1～3・5・7～9、6番地1・2・4・7～10、7番地2～4、8番地1・2・5、9番地1・2、10番地1～5、11番地5～7、13番地1～3・9～15、14番地1～4・7～10、15番地3・5・8～12・32・33・35・52、16番地4・15・16・18、17番地5・6・11～13、18番地1～5・15、19番地1～5、21番地3・5・7、22番地3・5・14・15。

≪小仙波町4丁目≫（次の番地の全部）1番地4、16番地7、17番地3・5～10。（次の番地の一部）1番地2・3・5・6、2番地3・4・15、16番地6・8、17番地2・11。

≪小仙波町5丁目≫（次の番地の全部）1番地全域、2番地、3番地7、11番地4～7、12番地全域、13番地全域，14番地1～4・42～44、15番地2～6。（次の番地の一部）3番地8・8、11番地2・3，14番地5～7、33・34・40・41・45・49～52、15番地1・9・10。

≪西小仙波町1丁目≫（次の番地の全部）1番地5～7・9、2番地5～7、4番地3。（次の番地の一部）1番地3・4・8・10・12・16 2番地3・4、4番地2、6番地3・4、17番地1・2、18番地1・2、19番地1・2、20番地1・2、21番地1・2、22番地1・2。

≪西小仙波町2丁目≫（次の番地の全部）2・3・4・5・6・7・8・9番地の全域、10番地2・3、11番地全域、12番地2・6、13番地全域、14番地全域、15番地全域、16番地全域、19番地1・7、20番地5・6、21番地14、22・23・24・25・26・27番地全域。（次の番地の一部）1番地1・4、10番地1・4・5、12番地1・7、17番地1・2・9～11・12、18番地1～3・6～8、19番地2・3・8、20番地4、21番地13・15、28番地1・2。

≪通　町≫（次の番地の全部）2番地1・5～7、4番地5・7・8、6番地8～11、8番地5、10番地1・2・9・13、12番地5～10・14、14番地2。（次の番地の一部）2番地2・3、4番地6、6番地2・3、8番地2～4、10番地3・8・10・11、12番地3・4・11、14番地1・3～7。

≪南通町≫（次の番地の全部）2番地5～10、4番地5～12，6番地8～12、8番地10～22、9番地1～10、10・11番地全域，12番地1～7・16・17、13番地1・13～17。（次の番地の一部）6番地7、8番地8・9・23、9番地17・18。

## 川での水泳禁止

### 〃海・山に子どもたちの家〃

楽しい夏休みも近づき、子どもたちが水にあこがれる季節になりましたが、市では、川での水泳を全面的に禁止しました。

最近市内の河川は、排液や汚物などのよごれもはげしく、そのうえ川底は砂利取りあとなどの高低があり、深さも一定せず非常に危険です。

このため、市は、河川の水泳を全面禁止したわけです。

毎年この季節には、かなしい水の犠牲者がでていますが、みんなで注意しあい、水の事故をなくしたいものです。このためには、もし川遊びの子どもたちを見かけた場合は、かならず注意を呼びかけるようにしましょう。

なお、市では学校のプールを開放して先生の指導のもとに利用できるようにしました。また次のとおり臨海学校、山の家を開きますので子どもたちのために有意義にご利用ください。

◇臨海学校
期間＝七月三十日～八月九日
場所＝千葉県富山町久枝岩井海岸
申込み＝教育委員会社会教育課
参加者＝子どもたちのみ

◇山の家
期間＝七月二十四日～八月二十四日
場所＝飯能市小瀬戸五四八　飯能市立第二小学校
申込み＝教育委員会社会教育課
参加者＝子どもたちのみ

### ＜お願い＞

●市では河川の危険な場所を64か所指定し、危険標示をしていますまた水禍防止パトロールも実施していますが、お互いに十分注意してください。

●用水池や古井戸など危険な場所には柵をつくりましょう。

●これから夏祭りのシーズンになりますが、夜祭りの外出などで、悪い友だちと仲間になり、知らず知らず悪の道にはいったという例がたくさんあります。外出は、よい友だちといっしょにし、早めにかえるようにしましょう。

## 新工場案内

### 水筒のトップメーカー

#### ローヤル化成KK川越工場

大宮へ通じる上江橋の西、もとの古谷中学校敷地跡に、ローヤル化成株式会社川越工場があります。

本社は東京都千代田区神田司町にあり、東京工場は荒川区にあります。創業は昭和三十二年で、資本金は二千万円です。

川越工場は、昭和三十八年に操業し、敷地は約二万平方メートル、建物は六棟、約千七百平方メートルで、工場長は瀬戸正男氏です。

製品は、魔法びん、水筒が主で全体の八〇パーセントを占めそのほかにジョーロや手洗器など、プラスチックを原料に、家庭日用品と取りくんでいます。

「魔法びん」は「壊れて割れない魔法びん」として好評であり、水筒は、流行のマンガを入れてこどもたちの人気を集め、生産量は、全国入学児童数と偶然に一致しているという結果がでているそうです。

いま新しいアイデア商品として洗たくのできる人形の生産をはじめ、国内より輸出に大きな期待をかけています。

従業員は一四〇名、うち八割が女子で、ほとんど地元の人たちです。十一月から三月の生産期には臨時工を含めて三〇〇人にもなり、年間、六千万円を生産しています。

厚生施設では、市内に独身寮があり、卓球、バレー、野球などを楽しんでいます。

## 石油ぶろと火災

### □……すすのつまりに注意

最近、石油風呂釜の火災が目だつようになりました。この便利で安全であるはずの石油風呂釜からなぜ出火するのでしょう。いままでの火災からみると、みな一様にすすの詰まりによって発生しています。

火災に進展する順序としては、炎筒内を掃除しないで使っているうちに、狭い炎道にすすが次第に蓄積し、やがては完全に閉鎖して炎の通り道が断たれるので風呂釜の下方から横に外部へ出てきますそしてこの状態が続くと風呂釜のすぐ近くにある石油タンクが過熱され、中の石油がぼう張して溢れ出たり、あるいはこのタンクが、ポリエチレン製やガラスびん式のものでもあれば、当然溶けたり、こわれたりし、たちまち火災になりますまた、このタンクに油面計のついているものもあり、この油面計は、ガラス、またはビニール製のため熱に弱いので、これが破損して石油が吹き出した例もあります。

▼火災予防の注意点としては
○器具の構造、取扱い方法をよく知っておくこと。
○炎筒内の掃除をたびたび行なうこと。
○風呂釜釜を不燃化し、燃えやすいものは周囲におかないこと。

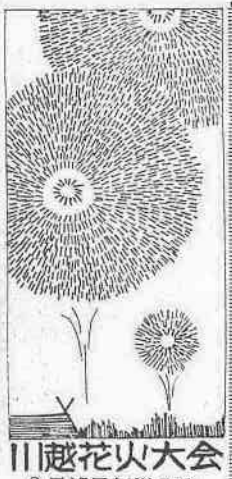

川越花火大会
8月15日午後7時
場所・大仙波滝ノ下
終末処理場北側

## 季節のメモ

### 汗の効用

汗は一年中わたしたちのからだから出ておりますが、気候が暑くなるとくに汗をかきやすいものです。少し汗ばんだなと感じるだけで、一日に一リットルも出ており、七八月の暑い盛りでは、普通の人で、一日二リットル以上の汗が出るものだそうです。

汗が体温を調節する役目を果たすことは、どなたもご存じでしょう。夏に、汗が多く出るのは体温を冷やして、外気の暑さからからだを守ってくれるのですが、もう二つ、汗は脂肪とまざって、皮膚の表面にうすい膜をつくり、いろいろな刺激から皮膚を保護してくれます。汗は弱酸性なので、細菌を殺す役目をしているのです。

ところが真夏になってあまり汗をかくと、どうしてもほこりや細菌がつきやすくなり脂肪の膜をうすめてしまい、かえって弱アルカリ性となり逆に細菌が汗を分解します。汗をたくさんかくと、いやなにおいがしますが、これは汗のにおいではなくて、汗が細菌によって分解されるからだそうです。

この結果、皮膚の細菌に対する抵抗力がなくなり、かぶれたり、湿しんができるようになるわけです。

そこで、汗をたくさんかいたあとは、なるべくおふろなどにはいって、からだを清潔にすることです。おふろのない時は、ぬれた手ぬぐいなどで、よく汗をふきとってください。そのあとで、殺菌剤をふくんだパウダーを全からだにふりかけるとか、酸性の化粧水をぬっておくことです。

夏を健康で過ごしましょう

# 市内を花いっぱいに!!

## 咲かそう12万本

### サルビアなど全世帯に配分

国体「花でかざる運動」を強くすすめようと、国体川越市実行委員会で花の苗十二万本を全市にくばりました。花は、わたしたちに心のやすらぎを与えるとともに美しい心を育ててくれるものです。いよいよ国体も来年に迫りました。花いっぱいの川越市で、国体川越会場を成功させたいものです。

「花でかざる運動」では、さきに市立小・中・高校、保育園、公園、空地などを花いっぱいにするため、カンナ、ダリヤの球根一万一千球を配分しましたが、このたんび、この運動を市ぐるみですすめようと、市内全世帯に花の苗をくばりました。

花の種類は、マリーゴールド、サルビア、ケイトウ、葉ケイトウ、コスモスなどの七種類です。

なお配分は町内会、部落会に一括いたしました。

苗の数は、各世帯にわけると、二本ぐらいになると思いますが、これを契機に市内のすみずみまでこの花いっぱい運動がすすむよう一人一人のご協力をお願いします

【花の手入れ】

▽マリーゴールド＝栽培はごくやさしく、どんな土質でもよく生育しますが、一株から数本の側枝を出させることがコツで、一～二回摘芯すると、草たけものびず花壇用として好適です。

▽サルビア＝植付け時に密植となり、のびすぎるようでしたら摘�心する必要があります。

▽ケイトウ＝排水と日当りの良い場所を選び、移植の時直根を切らないように注意し肥料は少なくします。

▽葉ケイトウ＝花壇の中央、道路のそばに多肥栽培して豪華に作りあげます。

▽コスモス＝日当りがよく、排水のよい所であればよく生育しますが、草たけが高くなるので、風の被害が多くなります。また夏乾燥すると葉に赤ダニがつきやすいので、薬剤散布をしましょう。

## あの町この町

### 元町で歩け歩け運動

元町一丁目町内会（宮崎行平会長）では"歩いて健康なからだをつくりましょう"と、毎週日曜日と木曜日の朝、午前六時半から七時まで、町内の歩け歩け運動を行なっています。

コースは、元町一丁目を出て永川神社、赤間川堤、郭町二丁目、市役所前に出る二キロメートル。"早起きもでき、一石二鳥の好企画"と会員からよろこばれています。

### 交通標識をそうじ

よごれて見えにくくなった市内の交通標識を、六月十八日、東洋大学自動車クラブ員十五人が掃除し、交通事故防止に一役かいました。

### 南大塚に遊園地

南大塚の菅原神社南の国道沿いに、安全ブランコ、シーソージャングルジムなどを備えた、子供たちの遊園地ができました。工費は十二万六千円（うち市の助成金四万円）でした。

### 町内会長のうごき

次の町内で町内会長さんがかわりました。【敬称略】

▽西小仙波町二丁目、畑内来吉▽三光町、石山福松▽岸町二丁目、小野沢亀太郎

## 所有農地・耕作農地調査

### ○……八月一日現在の状況で

農業委員会では、農地法第八十四条の規定に基いて毎年八月一日現在の、小作農地及び小作採草放牧地の所有状況を作成して、縦覧に供することになっています。

そこで、この基礎を農業委員会等に関する法律第二十九条の規定に基き、農地の所有者及び耕作者の方々から申告していただくことになっていますが、本年もその実施時期になりましたので「所有農地及び耕作地に関する申告書」を次の要領で行ないますからご協力をおねがいいたします。

記

一、八月一日現在の事実をもって農地を耕作している人、又は所有している人は所定の様式で、八月五日までに農業委員会に申告していただきます。

二、調査の結果次の貸付地がある場合は買収されます。

1、九十アール（九反二十二歩五合）の保有面積を超えた面積

2、不在地主（農地を所有している者が他の市町村県外（住居を移転した場合）の小作地）

3、自作農創設特別措置法によって売渡を受けた土地の貸付地

三、前記の1、2、の関係農地があるときは、公告と同時に関係者に通知をし、一カ月間縦覧します

右期間中に売買手続き（農地法第三条の許可申請手続き）がなされた場合には、その許可があるまでなお手続きがされない場合は、原則として買収されます。

四、この3の関係農地は前の手続きなしで直ちに買収されます。

五、調査用紙は、各農業委員さんを通じて皆さんに配布いたします

◎本年四月一日より長い間使いなれていた尺貫法からメートル法による計量単位に切りかえられましたので、この調査の面積も、平方メートル単位で記入していただくことになりました。ついては申告書の正確を期するため、申告用紙配布と共にメートル法換算早見表を作成しましたので配布いたしますから参考にしてください。

## 国保

### 療養費

旅行先の病気などでは被保険者証がない、あっても保険を扱ってくれないといったことが起ります。このような場合が、一般に自由診療などといわれ、医療費の全額を、そのお医者さんへ支払うことになります保険には、支払った医療費の一部をあとから直接みなさんに現金で清算する制度があります。この制度による給付を療養費といいます。

しかし国民健康保険が行なう給付は、前号でお知らせした療養の給付がたてまえですから、療養費はどんな場合でも支給されるというものではなく、実際には、認定のしかたでむずかしい場合があります。

すでにお知らせのように、急病などで、直ちに最寄りの保険扱いをしないお医者で治療した場合、また旅先などで被保険者証がなく、医療費全額を支払った場合などがこの対象になります。このほか医師が必要と認めて用いたコルセットなどの治療材料費とか、血液代金、看護料、あるいは、柔道整復師、マッサージ師などにかかった場合の治療費なども療養費の扱いとなるものです。このように療養費は、当然療養の給付として受けられるものが、そのときの事情によって受けられなかったという場合にのみ認められ行なわれるものです。

### 療養費の額と請求手続

「療養費」は「療養の給付」に準じて、みなさんがかかった医療の七割（世帯主、準世帯主）または五割（家族）が支払われるわけですが、実際にみなさんが受けとる割合は、これより少ない場合が多いのです。これは「自由診療による医療費」と保険の行なう「医療基準」とに差があることから生ずるものです。

この請求の手続きは、療養費支給申請書に領収書、その他必要な書類を添えて請求しますが申請書類には、治療・コルセット・看護料の場合と記載方法などもそれぞれ異なりますので、保険年金課または出張所へお出かけのうえ、請求手続きをとってください。

### 療養費とは ④

### 柔道整復師の特例

骨折、脱臼、打撲などで、整復師から手当を受ける場合は、療養費の取り扱いになるわけですが、みなさんの治療上の便宜をはかり、療養の給付に準じて取り扱っています。これは、みなさんが受ける療養費を整復師にかわって受けてもらうという仕組です。ですから被保険者証とともに印鑑も必要となりますのでお忘れなくお願いします。

## 図書館だより

### 夏期の時間延長

▽七月一日より八月三十日までの二カ月間は夏休みの勉強をなさる方たちのために、開館時間を一時間延長して午後六時まで開館いたしております。

▽昭和四一年版の「増加図書目録」ができました。これは四〇年度中に増加した図書二、四三三冊の著者、書名、発行所、請求番号等が一覧できる目録（活版印刷、A5版五〇頁）で、目下各学校、公民館、家庭文庫グループ、館外貸出券所持者などに配布中。

▽自動車文庫むさしの第3号車の巡回日はつぎのとおりです。

▽七月二二日＝霞ケ関（一〇時）

▽八月二二日＝南古谷（一〇時三〇分）▽九月一二日＝高階（一一時三〇分）▽一〇月一七日＝福原（一時）▽一一月四日＝名細（一時）＝芳野（二時）▽一一月一四日＝大東（二時三〇分）

## 国体映画を無料貸出

国体事務局で国体映画を団体貸し出しします。ご利用ください。

▼映画の内容①第二十回岐阜国体映画（総天然色、十六ミリ所要時間四十分）②第二十一回大分国体準備編（総天然色、十六ミリ、所要時間二十分）

▼映写方法　映写機は公民館のを使用し係員が操作します。

▼申込方法　本庁地区は中央公民館へ、出張所地区は地区公民館へ。使用一週間前までに。

## 愛のプレゼント

（社会福祉事務所扱い）

○福祉施設へ

▽マットレス一組＝市内郭町二丁目　木下礼介さん▽衣類一箱＝川越観光従業員有志

## JASマーク（ジャスマーク）

JAS（日本農林規格）マークは日本農林物資規格法に基く厳重な検査にパスしたものにつけてあるしるしです。特に次の点に留意されています。

◇　品質が一定水準以上のもの。

◇　内容量などの正確な明示。

◇　内容物、製造年月日、製造者名などを確実に表記し、まぎらわしい文字や絵を用いない。

≪JASマークのついている商品≫

ベーコン・ハム・ソーセージ・混合プレスハム・混合ソーセージ・魚肉ハム・魚肉ソーセージ・罐詰・果実飲料・マーガリン・ショートニング・精製ラード・ぶどう糖・混和糖・醤油・合板（ベニヤ板）・床板（フローリング）・削り節・即席めん類

ソーセージの日付の読み方（図参照）

昭和41年7月29日製造の場合は、6729となります

6＝年を表わし…西暦の末尾の数字

7＝月を表わす…10月＝O、11月＝Y、12月＝Zとなる

29＝日を表わす…1日～9日の場合は、01～09となる。

≪例≫7Z01＝昭和42年12月1日製のこと

罐詰の略号の読み方（図参照）

（イ）原料の種類の例

CS＝さけ、MO＝みかん、OR＝パイナップル、CB＝コンビーフ、KZ＝福神づけ

（ロ）調理方法の例

W＝野菜水煮、N＝魚類・畜肉類水煮、Y＝果実砂糖づけ、C＝味付、JM＝ジャム

（ハ）形態の記号L＝大、M＝中、S＝小、T＝極小、X＝混合（フレーク、スライス）

ハム、ソーセージ、缶詰の略号日付の読み方

## 市史編さん室だより

### 中福の三国塚

市内中福に三国塚という所があります。この塚の由は中福の黒田正勝氏宅に伝わる史料によりますと、次のようなものです

松平伊豆守が川越へ移封になるとき、将軍家より「三国」という名馬を拝領した。この馬は唐の国より献上になった馬で、唐や我国にも稀な名馬だということで「三国」と名づけられたしかしすでに老馬になっていたので、家臣の中沢弥兵衛に預けた。中沢は当時新田奉行として中福村の開発を手がけていたので、中福村へ引いてきて中間頭の黒田三右衛門に飼育を依頼した。黒田三右衛門は一生懸命世話をしたが、老馬なのでとうとう死んでしまった関係者は非常に残念に思い、村の一角に塚を築いて手厚く埋葬し老馬の冥福を祈った。

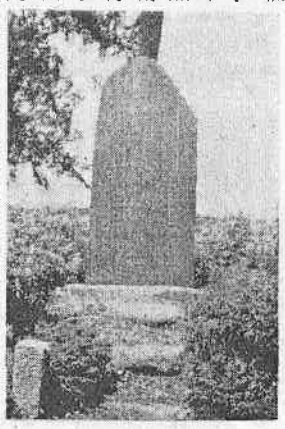

以上のようなことです。中福村は承応三年（今から三一二年前）から開発が始まり一〇年後に検地が行われて年貢率をきめたのですが、三国塚は「除地」即ち年貢のかからない場所として登録されました。川越藩も村の者も将軍家拝領の名馬の墓地ということで、代々大事に保存してきたのでしょう。現在では昭和四年に中福の者の手により塚の上に立派な記念碑が立てられております。最後に史料の閲覧を快諾された黒田正勝氏に厚くお礼申し上げます。

## 若葉六月例会

鉄線花松に咲きたる固さかな　伊藤さだめ

梅雨始まる職場の隅まで掃除して　浜野　柏水

ロケ隊が町に出張りて賑来る　小島　渓翠

若葉風厨夫消火器磨きゐて　笹川伊佐緒

沼の面のあかるさ残り夕ひばり　国田　銀川

冠下駄のしのぶ音にも背筋逃ぐ　笹川八枝子

ふるき世のにこぐさ愛しく玉を解く　大久原節子

梅雨の夜の冷たき鏡またのぞく　小林　三清

すかんぽの花しごき梅雨はじまれり　冬田　水卓

町筋の細き河路の鳴き透り　高田　秋仁

額咲けばたまって土が濡れてゐる　塩崎彩雲堂

川越市の商店「感謝の日」安売デーは

| | | |
|---|---|---|
| とり肉 | 毎月第2月曜日 | 市内商工会議所 |
| 野菜・鮮魚 | 〃 第4金曜日 | 川越市商工会 |
| 食肉類 | 〃 29日 | 川越市感謝の日協賛会 |